

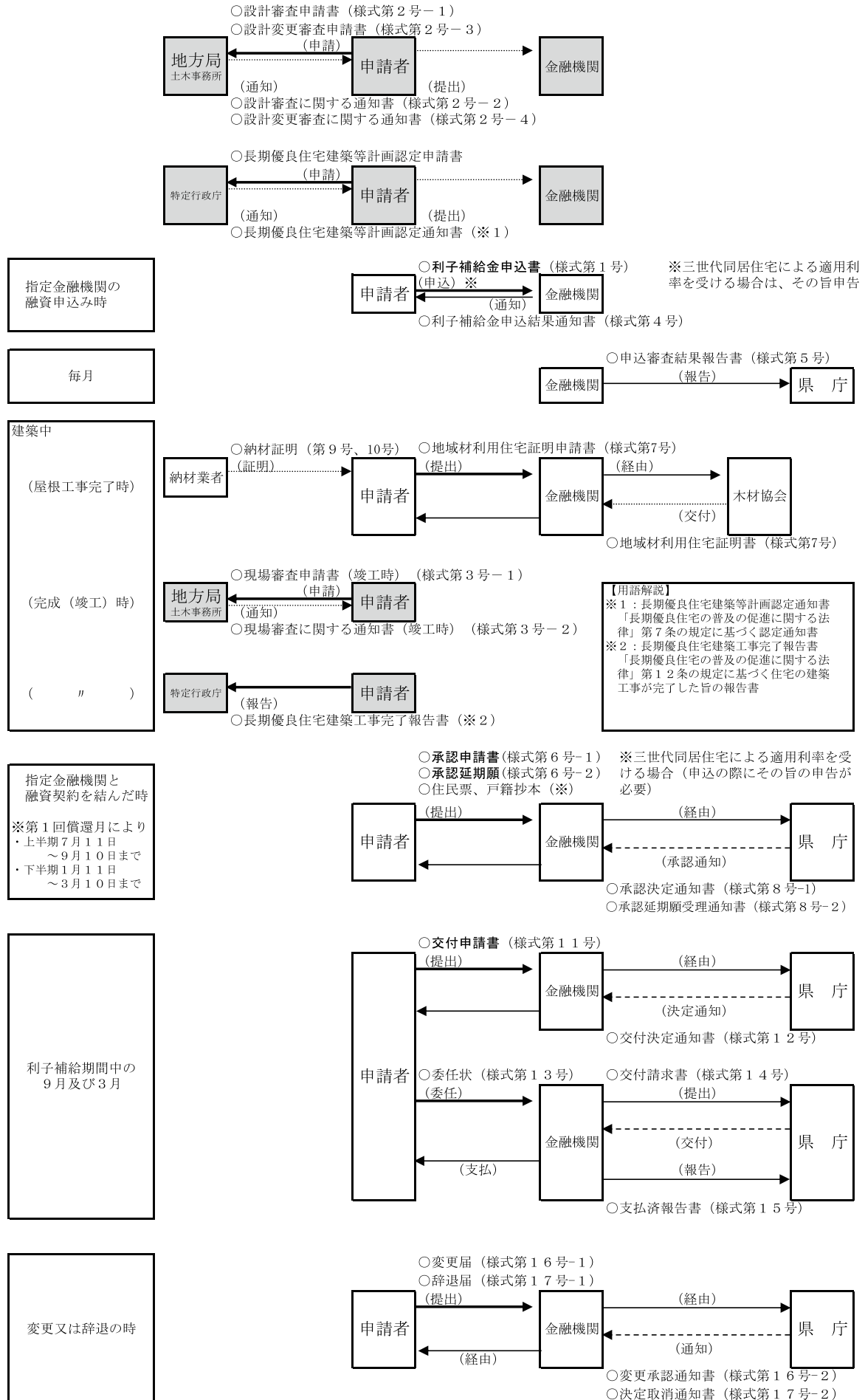
愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金交付要綱

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度の事務手続き

※ 1. 下記 部分は「えひめ優良木造住宅加算」を受けようとする場合に必要となります。
 ※ 2. 建売 住宅では、建売業者があらかじめ各種証明等を準備しておく必要があります。



愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域材を利用した木造住宅の建設資金又は購入資金に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で利子補給を行い、もって木造住宅の建設促進及び地域材の利用拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域材利用住宅とは、県内で生産された製材又は集成材（構造用集成材の日本農林規格に適合するもの若しくは化粧ばり構造用集成材の日本農林規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもの）を別表1に掲げる主要部材にその体積の50パーセント以上使用して建設する木造住宅をいう。

(2) 在来工法とは、住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた軸組工法をいう。

(3) 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ちつけた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

(4) 指定金融機関とは、別表2に掲げる金融機関をいう。

(5) えひめ優良木造住宅加算とは、長期優良住宅の認定を受けており、かつ住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合した住宅に対し、利子補給対象額を加算することをいう。

(6) 三世代同居住宅とは、基本融資の対象となる住宅で、かつ親、子、孫の三世代が同居している住宅をいう。

(利子補給対象住宅)

第3条 この要綱において、利子補給の対象住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

(1) 第10条の規程による地域材利用住宅証明書の交付を受けた住宅

(2) 在来工法又は枠組壁工法（枠組壁工法に類する工法を含む。）により建設される木造住宅

(3) 県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

(4) 住宅部分の床面積が75㎡以上の木造住宅

ただし、建売住宅にあつては、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅で、建設工事完了の日から起算し1年を経過しないものとする。

(利子補給対象者)

第4条 この要綱において、対象者は、自ら居住するために、指定金融機関から建設資金又は購入資金の貸付けを受けて県内に対象住宅を建設する者（ただし、別に定める制度資金を利用する者を除く。）とする。

(利子補給対象額)

第5条 1棟の対象住宅に対する利子補給対象額は、基本融資額については指定金融機関との金銭消費貸借契約に基づき借入れた住宅融資相当額とし、800万円を上限とする。

ただし、次項のえひめ優良木造住宅加算を申請する場合において、住宅融資相当額が基本融資額の上限額とえひめ優良木造住宅加算額の上限額の合計に満たない場合の基本融資額は、住宅融資相当額からえひめ優良木造住宅加算額を減じた額とする。

2 えひめ優良木造住宅加算額については上限額を500万円とし、融資額が500万円に満たない場合は住宅融資相当額とする。

(利子補給額)

第6条 利子補給金の額は、前条で定める利子補給対象額のうち基本融資額分の残元金に対しては、地域材利用率が50パーセント以上70パーセント未満の場合は年1.0パーセント（三世帯同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.0パーセント未満の場合はその金利）、地域材利用率が70パーセント以上90パーセント未満の場合は年1.2パーセント（三世帯同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.2パーセント未満の場合はその金利）、地域材利用率が90パーセント以上の場合は年1.4パーセント（三世帯同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.4パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、えひめ優良木造住宅加算額分の残元金に対しては、年1.5パーセント（融資金利が年1.5パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、別に定める「利子補給金計算表」による。

(対象期間及び交付)

第7条 利子補給対象期間は、指定金融機関資金の第1回目の償還日の属する月から起算して5年間とし、利子補給金は、各年度の半期ごとにその額を決定し交付するものとする。

(利子補給の申込み及び審査)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、原則として愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書（別記様式第1号）を指定金融機関に指定金融機関資金借入申込と同時に提出しなければならない。

なお、えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者は、建設地を管轄する特定行政庁に長期優良住宅建築等計画認定申請書を提出し審査を受けるとともに、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅設計審査申請書（別記様式第2号-1）を提出し審査を受け、長期優良住宅建築等計画認定通知書及び設計審査に関する通知書（別記様式第2号-2）を愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書に添付し、指定金融機関に提出しなければならない。

ただし、住宅性能表示制度における設計住宅性能評価書において、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しを添付することにより、設計審査を不要とする。

また、三世代同居住宅適用を受けようとする者は、指定金融機関での申込時にその旨を申告し、建設後の承認申請時に、三世代が同居していることが確認できる住民票、戸籍抄本等を提出しなければならない。

2 えひめ優良木造住宅設計審査申請書を提出し審査を受け、設計審査に関する通知書の交付を受けた後に、えひめ優良木造住宅加算の条件のうち、住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に係わる部分の設計を変更する場合には、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅設計変更審査申請書（別記様式第2号-3）を提出し審査を受け、設計変更審査に関する通知書（別記様式第2号-4）を指定金融機関に提出しなければならない。

3 えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者は、建物の竣工時に、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅現場審査申請書（別記様式第3号-1）を提出し審査を受けなければならない。

ただし、住宅性能表示制度における建設住宅性能評価書において、「高齢者等への配

慮に関すること」の等級３以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しを添付することにより、現場審査を不要とする。

- ４ 地方局建設部・土木事務所は、えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者から次の各申請書（別記様式第２号-１・別記様式第２号-３・別記様式第３号-１）を受理したときは、その内容を審査し、その結果を設計審査に関する通知書（別記様式第２号-２）、設計変更審査に関する通知書（別記様式第２号-４）、現場審査に関する通知書（別記様式第３号-２ 竣工時）により申請者に通知するものとする。
- ５ 指定金融機関は、第１項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込結果通知書（別記様式第４号）により申込者に通知するものとする。
- ６ 申込書等の審査は、別に定める「愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査基準」により行うものとする。
- ７ 指定金融機関は、毎月の審査結果を翌月の１０日以内に愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査結果報告書（別記様式第５号）を知事に提出するものとする。

（利子補給の承認申請及び決定）

第９条 承認申請を行おうとする者は、原則として申込みの日から１年経過後最初の承認申請期限〔上半期：９月１０日、下半期：３月１０日〕までに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認申請書（別記様式第６号-１）に次に掲げる書類を添えて、指定金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。

ただし、指定金融機関を経由して、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願（別記様式第６号-２）を知事に提出し認められた場合はこの限りでない。

また、知事は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願を審査し支障ないと認めた場合は、承認の延長を１年に限って認めることができ、その場合は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願受理通知書（別記様式第８号-２）により申請者に通知しなければならない。

（１）地域材利用住宅証明書（別記様式第７号）

（２）指定金融機関との金銭消費貸借契約証書の写し

（３）建築基準法に基づく検査済証の写し（建築確認が不要な場合は住宅の登記事項証明

書の写し)

なお、独立行政法人住宅金融支援機構と指定金融機関が連携する融資（長期固定金利型住宅ローン）の場合にあつては、適合証明書の写しをもって上記に代えるものとする。

- (4) えひめ優良木造住宅加算を受ける住宅の場合は、長期優良住宅建築工事完了報告書（建売住宅については、長期優良住宅建築等計画変更認定通知書も必要）及び現場審査に関する通知書（竣工時 別記様式第3号-2）

ただし、住宅性能表示制度における建設住宅性能評価書において、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しをもって、現場審査に関する通知書に代えるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期間は、指定金融機関資金の第1回目の償還日が、年度の上半期に属する者はその年度の7月11日から9月10日までの間、また下半期に属する者はその年度の1月11日から3月10日までの間とする。
- 3 知事は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で利子補給金額を決定し、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定通知書（別記様式第8号-1）により申請者に通知するものとする。

(地域材利用住宅証明書の交付)

第10条 前条第1項第1号に規定する証明書の交付を受けようとする者は、工事着手後、地域材利用住宅証明申請書（別記様式第7号）に製材業者の納材証明書（在来工法住宅は別記様式第9号、枠組壁工法住宅は別記様式第10号）を添えて、指定金融機関を経由して一般社団法人愛媛県木材協会（以下「木材協会」という。）に提出しなければならない。

ただし、建売住宅については、建売業者が、前段の地域材利用住宅証明申請書を木材協会へ直接提出するものとする。

- 2 木材協会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに現場確認を行い、地域材利用住宅証明書を申請者に交付するものとする。

ただし、納材証明書により、地域材利用率が100%であることが確認できる場合には、現場確認を省略することができる。

(利子補給の交付申請及び決定)

第 1 1 条 利子補給の承認を受けた対象者が利子補給金の交付を受けようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請書（別記様式第 1 1 号）を指定金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の申請書を受理したときは、対象者の指定金融機関借入金の償還状況及び利子補給金の交付額を確認のうえ速やかに知事に送付しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、第 9 条第 3 項に定める承認決定をもとに申請内容を審査し、指定金融機関借入金の償還状況を確認し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付決定通知書（別記様式第 1 2 号）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第 1 2 条 利子補給の交付決定通知を受けた対象者は、指定金融機関に委任状（別記様式第 1 3 号）を提出し、指定金融機関を申請代理人として利子補給金を請求するものとする。

2 指定金融機関は、交付決定後速やかに愛媛県地域材利用木造住宅利子補給金交付請求書（別記様式第 1 4 号）を知事に提出しなければならない。

（利子補給金の支払い）

第 1 3 条 指定金融機関は、知事から利子補給金の交付を受けたときは、速やかに第 1 1 条第 3 項の通知を受けた対象者に支払わなければならない。

2 指定金融機関は、前項の支払いを行ったときは、速やかに利子補給金支払済報告書（別記様式第 1 5 号）により、知事に報告しなければならない。

（変更及び辞退）

第 1 4 条 対象者は、申請書等の内容を変更しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更届（別記様式第 1 6 号-1）を、辞退しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請等辞退届（別記様式第 1 7 号-1）を指定金融機関を経由して、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更承認通知書（別記様式第 1 6 号-2）を、又辞退届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定取消通知書（別記様式第 17 号-2）を申請者に通知するものとする。

（承認及び決定の取消し等）

第 15 条 知事は、承認及び交付決定を受けた者が第 1 号に該当すると認めたときは、当該決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。また、第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当すると認めたときは、当該事由の発生した日が、その属する月の返済日より前であれば、その属する月から、返済日以後であれば、その属する月の翌月からの利子補給金につき当該決定を取り消すことがある。

（1）虚偽の申請、その他不正な手段で交付を受けたことが判明したとき。

（2）対象者としての要件を欠くに至ったとき。

（3）利子補給対象住宅の所有権を移転したとき。（現に同居している親族が債務を承継し、当該住宅に引き続き居住する場合を除く。）

（報告及び調査）

第 16 条 知事は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、対象者及び指定金融機関に対して報告を求め、又は調査することができる。

（関係書類の保管）

第 17 条 指定金融機関は、利子補給に関する帳簿及び証拠書類を整備し、対象者に対する全ての支払いが完了した日の属する年度終了後、5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る利子補給金の交付について適用し、同日前の申込みに係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みより適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みより適用し、同日前に指定金融機関において申込を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づくえひめ地域木造住宅設計審査申請書を、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所に受理され、この要綱の施行の日以後に申し込みを行う者については、改正前の要綱のえひめ地域木造住宅基準に適合する住宅に対して、この要綱のえひめ優良木造住宅加算額を支給するものとする。この場合におけるえひめ地域木造住宅加算基準の審査手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成２３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第１０条第２項ただし書きの規定については、この要綱の施行の日以後に行う現場確認から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

別表１ （第２条関係）

主 要 部 材	在 来 工 法	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、 桁、梁、筋かい、小屋束、 棟木、母屋、垂木
	枠組壁工法等	土台、床根太、端根太、側根太、 まぐさ、天井根太、垂木、棟木、 壁の上枠及び頭つなぎ、壁のたて枠、筋かい

別表２ （第２条関係）

指定金融機関	株式会社 伊予銀行 株式会社 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛信用金庫 四国労働金庫 愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫
--------	--

えひめ優良木造住宅加算を受ける場合の条件（参考）

1. 「長期優良住宅」として認定を受けている住宅

「長期優良住宅」の認定基準の概要

- ①劣化対策
 - ・劣化対策等級 3
 - ・床下、小屋裏空間の点検口設置
 - ・床下空間の有効高さ 33cm 以上確保
- ②維持管理・更新の容易性
 - ・維持管理対策等級（専用配管）：等級 3（ガス管等を除く）
- ③耐震性
 - 次のいずれか
 - ・耐震等級（倒壊等防止）等級 1 かつ安全限界時の層間変形を 1/100（木造 1/40）以下
 - ・耐震等級（倒壊等防止）等級 2 以上
 - ・免震建築物（住宅性能表示基準で規定される免震建築物）
- ④省エネルギー対策
 - ・断熱等性能等級 等級 5 かつ 一次エネルギー消費量等級 等級 6
- ⑤維持保全計画
 - ・建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること
 - ・構造耐力上主要な部分、給排水管等について、仕様、点検の項目及び予定時期が指定されたものであること
 - ・点検の予定時期がそれぞれ点検又は更新から 10 年を超えないものであること
- ⑥居住環境
 - ・地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること
- ⑦住戸面積
 - ・75 m²以上（住戸の少なくとも一の階の床面積は 40 m²以上）

※詳細については、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）等によりご確認ください。

2. 住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級 3 への適合

住宅性能表示制度「高齢者等への配慮に関すること」の等級 3 の概要

高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられていること。

- ①部屋の配置
 - 日常生活空間のうち特定寝室と便所を同一階に設置。
 - ②段差の解消
 - 日常生活空間で認められる段差
 - ・玄関の出入口（くつずりと玄関外側 20mm 以下＋くつずりと玄関土間 5mm 以下）
 - ・玄関の上がりがまち
 - ・勝手口等の出入口、上がりがまち
 - ・浴室の出入口（20mm 以下の単純段差又は浴室内外の高低差 120mm 以下＋またぎ高さ 180mm 以下＋手すり）
 - ・バルコニーの出入口
 - 日常生活空間外で認められる段差
 - ・玄関・勝手口等の出入口・上がりがまち、バルコニー・浴室の出入口
 - ・畳コーナー等の 90mm 以上の段差
 - ③階段の安全性
 - 勾配 22/21 以下 550mm ≤ けあげ × 2 + 踏面 ≤ 650mm、かつ踏み面は 195mm 以上
 - 蹴込み 30mm 以下
 - ④手すりの設置
 - 手すりの設置基準 階段片側に設置（勾配が 45° を超える場合は両側に設置）便所、浴室に設置（玄関、脱衣室に下地の準備）
 - 転落防止のための手すり
 - ⑤通路・出入口の幅員
 - 日常生活空間内の通路幅員 780mm 以上（柱の箇所は 750mm 以上）
 - 日常生活空間内の出入口の幅員 玄関は有効 750mm 以上、浴室は有効 600mm 以上
 - 玄関・浴室以外（バルコニーは除く）は 750mm 以上（軽微な改造による確保可）
 - ⑥寝室・便所・浴室（寸法・面積は内法）
 - 浴室 短辺 1,300mm 以上、面積 2.0 m²以上
 - 便所 腰掛け式 長辺 1,300mm 以上又は便器の前方か側方に 500mm 以上
 - 特定寝室 面積 9 m²以上
- ※「特定寝室」とは、現在又は将来、高齢者等が就寝のために使用する部屋のこと。

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金申込書				
年 月 日				
（指定金融機関） 様 申請者 住所 （居住予定者）氏名 （連絡先） 電話 印 愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第8条に基づく利子補給金の交付を受けたいので下記のとおり申し込みます。 記				
建 設 地 （地名・地番）		（敷地面積） m²		
住 宅 の 内 容	種 別	☐ 一戸建て		
	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅		
	床面積	（全体） m ² （併用住宅の場合：雑宅部分） m ²		
	構 造	☐ 木造在来工法 ☐ その他の工法併用（施工する室名 ） ☐ 枠組壁工法		
借 入 金 予 定 内 訳	融 資 種 別	借 入 予 定 金 額（建物分を記入の事）（円）		利 率
	基本融資額分			%
	えひめ優良木造住宅加算額分			%
	そ の 他			
	計			
	償 還 期 間	年	最終資金借り入れ年月日（予定）	年 月 頃
※ 三世帯同居住宅による適用の有無			☐ 適用有 ☐ 適用無	
※ 「えひめ地域材の家」建設推進事業との併用の有無			☐ 併用有 ☐ 併用無	
※ 別に定める制度資金との併用の有無			☐ 併用有 ☐ 併用無	
受付機関記入欄				
受 付	年 月 日 No	審 査	☐ 合 格 ☐ 不 合格	番 号 （ ） 年 第（ ） 号

【注意】指定金融機関が年度の募集戸数に達した場合は、申し込みをお断りすることがあります。

※「えひめ地域材の家」建設推進事業（＝金融機関が独自に行なう、融資金利等の優遇措置）及び三世帯同居住宅による適用については併用も可能です。希望される方は、各金融機関窓口で詳細をご確認ください。

えひめ優良木造住宅設計審査申請書

下記のとおり設計審査を申請します。 令和 年 月 日 地方局建設部長 土木事務所長 様		申請者	住所 〒 電話 - -	氏名
取扱金融機関名		都市計画区域（内・外）		
設 計 者 住 所 氏名または名称 電話 担当者名				
建 設 地				
住宅の内容	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅		着工予定日 令和 年 月 日
	床 面 積	（全 体） （併用住宅の場合：非住宅部分）		竣工予定日 令和 年 月 日
	構 造	☐ 木造在来工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ その他の工法併用（室名 ）		
えひめ優良木造住宅加算の条件		・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合すること		
判定欄	* 令和 年 月 日		* 審査員氏名 印	* 愛媛県地方局受付欄
	第 号		* 整理簿記入 照合済欄	
添付図書（提出部数：正副2通） ・ 付近見取り図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 矩計図 ・ 住宅の床面積等計算図 ※平面図等に、手すり、出入口、通路の幅員、階段の寸法、床の段差等を明示すること。				
設計審査申請時期 ： 指定金融機関へ利子補給金申込をする前に、 建設地の地方局建設部・土木事務所に申請してください。				

【注意】えひめ優良木造住宅加算を受けようとする場合は、当設計審査の申請のほか、長期優良住宅の認定手続きが必要となります。

設計審査に関する通知書

(申請者) 様 かねて申請されました設計審査は、審査の結果 合格・不合格 となりましたので通知します。 令和 年 月 日 地方局 建設部長 印 土木事務所長	
申請者住所 氏 名	
建 設 地	
取扱金融機関名	
構 造	☐ 木造在来工法 ☐ 枠組壁工法
床 面 積	(全体) m ² (併用住宅の場合：非住宅部分) m ²
えひめ優良木造 住宅加算	・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関する こと」の等級3への適合

えひめ優良木造住宅設計変更審査申請書

下記のとおり設計変更審査を申請します。 令和 年 月 日 地方局建設部長 土木事務所長 様		申請者	住所	
			氏名	
取扱金融機関名				都市計画区域（内・外）
設計者		住 所 氏名または名称 電話 担当者名		
建設地				
住宅の内容	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅		着工予定日 令和 年 月 日 竣工予定日 令和 年 月 日
	床 面 積	（全 体） m ² （併用住宅の場合：非住宅部分） m ²		
	構 造	☐ 木造在来工法 ☐ 桝組壁工法 ☐ その他の工法併用（室名 ）		
変更の内容				
えひめ優良木造住宅加算の条件		・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合すること		
判定欄	*令和 年 月 日	*審査員氏名 印		*愛媛県地方局受付欄
	第 号	*整理簿記入 照合済欄		
添付図書（提出部数：正副2通） ・ 付近見取り図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 矩計図 ・ 住宅の床面積等計算図				

設計変更審査に関する通知書

(申請者) 様 かねて申請されました設計変更審査は、審査の結果 合格・不合格 となりましたので通知します。 令和 年 月 日 地方局 建設部長 印 土木事務所長	
申請者住所 氏 名	
建 設 地	
取扱金融機関名	
構 造	☐ 木造在来工法 ☐ 枠組壁工法
床 面 積	(全体) m ² (併用住宅の場合: 非住宅部分) m ²
えひめ優良木造 住宅加算	・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」 の等級3への適合

えひめ優良木造住宅現場審査申請書(竣工時)

下記のとおり現場審査を申請します。 令和 年 月 日 地方局建設部長 土木事務所長 様		申請者	住所		
			氏名		
取扱金融機関名					
工事施工者		住 所 氏名または名称 電話 担当者名		設計審査合格年月日 令和 年 月 日	
				着工年月日 令和 年 月 日	
建設地				令和 年 月 日	
住宅の内容	用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅		竣工予定年月日 令和 年 月 日	
	床面積	(全 体) m ² (併用住宅の場合：非住宅部分) m ²		備考	
	構造	☐ 木造在来工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ その他の工法併用（室名 ）			
えひめ優良木造住宅加算の条件		・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合すること			
判定欄	*令和 年 月 日 第 号		*審査員氏名 印		*愛媛県地方局受付欄
			*整理簿記入 照合済欄		
現場審査申請時期（竣工時） ・竣工した時に建設地の地方局・土木事務所に申請してください。					

現場審査に関する通知書（竣工時）

(申請者) 様 かねて申請されました現場審査は、審査の結果 合格・不合格 となりましたので通知します。 令和 年 月 日 地方局 建設部長 印 土木事務所長	
申請者住所 氏 名	
建 設 地	
取扱金融機関名	
構 造	☐ 木造在来工法 ☐ 枠組壁工法
床 面 積	(全体) m ² (併用住宅の場合：非住宅部分) m ²
えひめ優良木造 住宅加算	・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」 の等級3への適合

(申込者) 様 (〒 ー) 指定金融 所在地 機 関 名 称 代表者 印 愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金申込結果通知書 さきに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金の申込をされましたが、その結果を下記のとおり通知します。 記	年 月 日			
審 査 結 果	☐ 合 格			
	☐ 不 合 格			
利子補給の条件	融 資 種 別	基本融資額		えひめ優良木造住宅加算額
	融 資 額	万円		万円
	利 子 補 給 率 (※) 三世代同居住宅 適用の場合	(地域材利用率が 50%以上 70%未満)		年 1 . 5 % 以 内
		年 1 . 0 % 以 内	年 1 . 2 % 以 内 (※)	
		(地域材利用率が 70%以上 90%未満)		
		年 1 . 2 % 以 内	年 1 . 4 % 以 内 (※)	
		(地域材利用率が 90%以上)		
	年 1 . 4 % 以 内	年 1 . 6 % 以 内 (※)		
利子補給期間	最長 5 年間			
受 付 合 格 番 号	事業年度 年度	合格番号第 号		
承認申請提出期限	令和 年度	☐ 上半期 ☐ 下半期		
(注意) 1 承認申請書（別記様式第 6 号-1）及び地域材利用住宅証明申請書を提出する時は本通知書の写しを添付してください。 2 住宅の建設は、県内に事務所を有する施工業者で行ってください。 3 利子補給対象額は、地域材の使用率によって異なることがあります。 4 申込みを行った方は、原則として、利子補給申込みの日から 1 年経過後最初の承認申請期限〔上半期：9 月 1 0 日、下半期：3 月 1 0 日〕までに承認申請書(別記様式第 6 号-1)を金融機関に提出願います。やむ得ない事情により、提出できない場合は、利子補給金承認申請延期願(別記様式第 6 号-2)により 1 年間の延期が認められます。				

– 20 –

別紙

[illegible]

**愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金承認申請書**

年 月 日

愛媛県知事

様

（〒 - ）

申 請 者 住 所

（居住予定者）氏名

印

（連絡先）電話

年 月 日付けで指定金融機関と下記のとおり金銭消費貸借契約を締結しましたので、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、利子補給金の承認を受けたく申請します。

記

融 資 種 別	融資額（万円）	当初期間金利	償 還 年 数	年
基本融資額		%	返 済 方 法	☐ 元利均等
えひめ優良木造住宅加算額		%		☐ 元金均等
その他融資額等		%	地域材利用率	%
計		/	住宅部分の床面積	m ²
第1回返済年月日 年 月 日	第2回以降返済日 毎月 日	三世代同居適用の有無		☐ 適用有 ☐ 適用無
施 工 業 者 名 (事務所所在地及び名称)				
添付書類（1）地域材利用住宅証明書（別記様式第7号） （2）金銭消費貸借抵当権（設定）契約証書の写し （3）建築基準法に基づく検査済証・住宅の登記事項証明書・適合証明書 の写し （4）えひめ優良木造住宅加算の住宅は、長期優良住宅建築工事完了報告書及び現場審査に関する通知書（竣工時）（又は、建設住宅性能評価書の写し）（建売住宅については、長期優良住宅建築等計画変更認定通知書も必要） （5）三世代同居住宅は、住民票、戸籍抄本等（三世代同居が確認できるもの）				
(受付金融機関記入欄)			(備考)	

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金承認延期願

年 月 日

愛媛県知事 様

(〒 ー)
申請者 住所
氏名 印
(連絡先) 電話

さきに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金の交付を受けるため、申込みをいたしましたが、下記の理由により指定期間内に利子補給承認申請ができませんので、1年間延期していただきたくようお願いします。

記

1 [申込み・承認申請・交付申請] 決定通知の年月日及び番号
年 月 日・() 第 号

2

住宅種別	☐ 新築住宅	☐ 建売住宅
------	-------------------------------	-------------------------------

3

承認申請提出予定時期	令和 年度 ☐ 上半期 ☐ 下半期
------------	---

4 延期の理由

[受付金融機関記入欄]

受付印		備考	
-----	--	----	--

地域材利用住宅証明申請書							
年 月 日							
一般社団法人 愛媛県木材協会会長 様							
（〒 ー ）							
申 請 者 住所 （居住予定者）氏名 （連絡先） 電話							
印							
愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金の交付を受けたいので、下記住宅が、地域材利用住宅であることの証明を願いたく、関係書類を添えて申請します。							
記							
申込審査結果通知年月日及び番号	年 月 日（ ）年第 号						
建設地（地名地番）							
施工業者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">事務所所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名称又は氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先（電話）</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	事務所所在地		名称又は氏名		連絡先（電話）	
事務所所在地							
名称又は氏名							
連絡先（電話）							
地域材利用住宅の工法	☐ 在来工法 ☐ 桝組壁工法						
納 材 者 名							
上棟予定年月日	年 月 日						
（添付書類） （１）納材証明書（別記様式第 9 号又は 1 0 号） （２）申込審査結果通知書（別記様式第 4 号）の写し （３）建設地の案内略図 * 住宅地図程度のもの							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 地域材利用住宅証明書 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> 上記の住宅は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 3 条に該当する地域材利用住宅であり、その地域材利用率は %であることを証明します。 年 月 日 一般社団法人 愛媛県木材協会会長 印 </td> </tr> </table>		地域材利用住宅証明書		上記の住宅は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 3 条に該当する地域材利用住宅であり、その地域材利用率は %であることを証明します。 年 月 日 一般社団法人 愛媛県木材協会会長 印			
地域材利用住宅証明書							
上記の住宅は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 3 条に該当する地域材利用住宅であり、その地域材利用率は %であることを証明します。 年 月 日 一般社団法人 愛媛県木材協会会長 印							

号

年 月 日

(申請者)

様

愛媛県知事

印

**愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金承認決定通知書**

年 月 日付けで申請のあった愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認申請については、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり承認する。

記

1 利子補給対象額

融 資 種 別	対 象 額	利 子 補 給 計 算 条 件
基 本 融 資 額		償還年数()年・金利()%毎月払
えひめ優良木造住宅加算額		償還年数()年・金利()%毎月払

2 利子補給の対象期間

指定金融機関の第1回目の償還日の属する月から起算して最長5年間とする。

3 利子補給金の交付予定総額 金 円

利 子 補 給 金 の 交 付 予 定 内 訳	交付回数	交 付 対 象 期 間	交 付 予 定 額
	第 1 回目	年 月～ 年 月	円
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	1 0		
	1 1		
	計		

(注 意)

1 利子補給金の交付申請（第 11 条第 1 項関係）

利子補給金の交付を受けようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請書（別記様式第 11 号）を指定金融機関を経由して提出して下さい。

2 利子補給金の請求（第 12 条 1 項関係）

利子補給の交付決定通知を受けた対象者は、指定金融機関に委託状（別記様式第 13 号）を提出し、指定金融機関を申請代理人として利子補給金を請求して下さい。

3 変更及び辞退（第 14 条関係）

申請書等の内容を変更しようとするときは、利子補給金申請等変更届（別記様式第 16 号-1）を、辞退しようとするときは、利子補給金交付辞退届（別記様式第 17 号-1）を、指定金融機関を経由して提出して下さい。

4 承認の取り消し及び利子補給金の打ち切り（第 15 条関係）

承認を受けたものが次の第 1 号に該当すると認めたときは、承認を取り消し既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じ、また、第 2 号または第 3 号のいずれかに該当すると認めたときは当該事由の発生した日が、その属する月の返済日より前であれば、その属する月から、返済日以後であれば、その属する月の翌月からの利子補給につき当該決定を取り消すことがあります。

（1）虚偽の申請、その他不正な手段で承認を受けたことが判明したとき。

（2）利子補給対象者としての要件を欠くに至ったとき。

（3）利子補給対象住宅の所有権を移転したとき。（現に同居している親族が債務を承継し、当該住宅に引続き居住する場合を除く）

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

様

納材業者名 (製材業者名)

主たる事務所の所在地

代表者職氏名

印

納材証明書(枠組壁工法住宅用)

建設地 (地名・地番)				
延べ床面積	住宅部分	m ²	併用部分	m ²
納材内容				
部 材 名	地域材 (m ³)	地域材以外 (m ³)	合 計	地域材利用率 (%)
土台・床根太・端根太・ 側根太・まぐさ・天井・ 根太・垂木及び棟木				
壁の上枠及び頭つなぎ				
壁のたて枠				
壁の下枠				
筋かい				
合 計				
(注 意) 1 この証明書は、地域材利用住宅証明書を提出するとき添付して下さい。 2 「地域材」とは、県内で生産された製材又は集成材をいいます。				

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請書

(年度 前・後 期分)

年 月 日

愛媛県知事 様

(千 一)

申請者 住所

氏名

印

(連絡先) 電話

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱に基づく 年度 前・後 期分の利子補給金を交付されるよう同要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 利子補給金承認年月日・番号 令和 年 月 日・ 建第 号

2 利子補給金交付申請額 金 円

〔指定金融機関記入欄〕

上記申請者は、令和 年 月分（償還 回目）から
令和 年 月分（償還 回目）まで
利子補給対象借入金の償還を実行していることを証明する。

指定金融機関名

責任者 氏名

第 号
年 月 日

(申請者)

様

愛媛県知事 印

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付決定通知書
(年度 前・後 期分)

年 月 日付けで申請のあった利子補給金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 利子補給対象者

住所

氏名

2 利子補給金額 金 円

3 交付決定の条件

次の第 1 号に該当すると認めたときは、承認を取り消し既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じ、また、第 2 号または第 3 号のいずれかに該当すると認めたときは当該事由の発生した日が、その属する月の返済日より前であれば、その属する月から、返済日以後であれば、その属する月の翌月からの利子補給につき当該決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 利子補給対象者としての要件を欠くに至ったとき。
- (3) 利子補給対象住宅の所有権を移転したとき。(現に同居している親族が債務を承継し、当該住宅に引続き居住する場合を除く)

委 任 状

指定金融 所在地
機関名 名 称
代表者

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱の規定に基づき交付される利子補給金の請求及び受領に関する一切の件

年 月 日

委 任 者 住 所
氏 名

印

上記について受任しました。

年 月 日

受 任 者 所在地

指定金融機関 名 称

代表者

印

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付請求書

（ 年度 前・後 期分）

年 月 日

愛媛県知事 様

ほか 名代理人

指定金融機関 所在地

名 称

代表者 印

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により
年度 前・後 期分として次のとおり請求します。

請求金額 金 円
（請求内訳書を添付）

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金支払済報告書

(年度 前・後 期分)

年 月 日

愛媛県知事 様

指定金融機関 所在地

名 称

代表者 印

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により
報告します。

利子補給金受領金額 円

利子補給金受領年月日 年 月 日

利子補給金支払済金額 円

(請求内訳書を添付)

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金申請等変更届

年 月 日

愛媛県知事

様

(〒 ー)

申 請 者 住所

氏名

印

(連絡先) 電話

さきに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金の交付を受けるため、〔申込み・承認申請・交付申請〕をいたしましたが、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 〔申込み・承認申請・交付申請〕決定通知の年月日及び番号

年 月 日・() 第 号

- 2 変更の内容

--

- 3 変更の理由

--

〔受付金融機関記入欄〕

受 付 印		備 考	
-------------	--	--------	--

**愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金申請等変更承認通知書**

年 月 日

(申請者)

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで届出のあった変更内容については、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認する。

記

1 [申込み・承認申請・交付申請] 決定通知の年月日及び番号
年 月 日・() 第 号

2 変更の内容

--

3 変更の理由

--

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金交付申請等辞退届

年 月 日

愛媛県知事 様

(〒 ー)

申 請 者 住所

氏名 印

(連絡先) 電話

さきに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金の交付を受けるため、〔申込み・承認申請・交付申請〕をいたしました但、下記の理由により辞退します。

記

1 〔申込み・承認申請・交付申請〕決定通知の年月日及び番号
年 月 日・() 第 号

2 辞退の理由

〔受付金融機関記入欄〕

受 付 印		備 考	
-------------	--	--------	--

号

年 月 日

(申請者)

様

愛媛県知事

印

**愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金承認決定取消通知書**

年 月 日付けで届出のあった辞退内容については、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認決定を取り消します。

記

1 〔申込・承認申請・交付申請〕決定通知の年月日及び番号

年 月 日・() 第 号

2 辞退の理由

--

3 取り消しに係る利子補給金の総額 金 円

交付回数	取 消 対 象 期 間	金 額
	年 月～ 年 月	円
計		

(要綱第8条第6項関係)

**愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金
利子補給金申込審査基準**

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書の受理・審査は、指定金融機関において、次の基準により行うものとする。

1 申込書の受理について

次の各号に該当する住宅に係る申込書を受理するものとする。

- (1) 自ら居住するものが申込者であること。
- (2) 主要用途が「一戸建て」のもの。
- (3) 住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の証券化支援事業の融資申込又は指定金融機関の融資申込と同時に提出されたものであること。
- (4) えひめ優良木造住宅加算を受けようとする場合には、
 - ・長期優良住宅の基準に適合する住宅
 - ・住宅性能表示制度「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上に適合する住宅であること。
- (5) 主要用途が「併用住宅」の場合については、非住宅部分が住宅部分の床面積を超えないもので、かつ、住宅部分の床面積が75㎡以上のもの。
- (6) 同一棟に木造在来工法又は枠組壁工法以外の工法を採用しないもの。（浴室・便所・台所等耐久上必要と認められる場所及び専用住宅に通常必要と認められる自家用車庫、物置等を除く。）
- (7) 機構の証券化支援事業融資と指定金融機関の両方で融資を受ける場合においては、どちらか一方を利子補給対象融資とする。

注 建売住宅において、この制度を利用しようとする場合には、建売業者が前もって、以下の書類を準備していること。

- ・地域材利用住宅証明書
- ・建築基準法に基づく検査済証（建築確認が不要な場合は住宅の登記事項証明書）の写し（指定金融機関融資を受ける場合）
- ・機構設計審査及び現場審査等（機構の証券化支援事業融資を受ける場合）

※地域材利用住宅証明書の申請者は、住宅証明を受ける棟上げ時点での施主である建売業者名とすること。棟上げ時点の住宅建設の施主が建売業者でなくなっている場合は、建築基準法に基づく確認申請の名義人の変更手続きが必要となる可能性がありますので、ご注意ください。（地域材利用住宅証明書の申請者と住宅完成後に発行される建築基準法に基づく検査済証の名義人が、原則、一致していること。）

注 ●えひめ優良木造住宅加算を受けようとする場合には、

- ・長期優良住宅建築工事完了報告書
- ・長期優良住宅建築等計画変更認定通知書
- ・建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所の発行する現場審査に関する通知書（竣工時）又は建設住宅性能評価書の写し

●三世代同居住宅による適用を受けようとする場合には、

- ・住民票、戸籍抄本等（三世代同居が確認できる書類）を準備すること。

注 本県から配分した利子補給対象戸数内での申込受付が可能であり、かつ、申込の時期が住宅建設着工前であること等の一定の条件を満たしている場合であれば、同項に規定する「指定金融機関資金借入申込と同時」の申込でなくても、申込受付を認める場合がある。

(要綱第4条関係)

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第4条において別に定める制度資金とは、下記のものを指す。

制 度 資 金	・農業近代化資金（特定農家住宅資金に限る。） ・漁業近代化資金（特定漁家住宅資金に限る。）
---------	--

ただし上記以外の制度資金であっても、本事業が補給の対象とする内容と他の補助事業の補助する内容が重複した場合など、内容によっては他事業の補給の対象とならない場合があるので、他の補助との併用を検討する際には、他事業の補助対象や補助の条件につき、十分確認すること。

(令和 8 年 6 月 作成)